

令和3年仙台市議会議案

(令和3年度一般会計・特別会計・下水道事業会計予算)

第1回定例会

議 案

- 第 15 号議案 令和 3 年度仙台市一般会計予算
- 第 16 号議案 令和 3 年度仙台市都市改造事業特別会計予算
- 第 17 号議案 令和 3 年度仙台市国民健康保険事業特別会計予算
- 第 18 号議案 令和 3 年度仙台市中央卸売市場事業特別会計予算
- 第 19 号議案 令和 3 年度仙台市公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第 20 号議案 令和 3 年度仙台市駐車場事業特別会計予算
- 第 21 号議案 令和 3 年度仙台市公債管理特別会計予算
- 第 22 号議案 令和 3 年度仙台市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 第 23 号議案 令和 3 年度仙台市新墓園事業特別会計予算
- 第 24 号議案 令和 3 年度仙台市介護保険事業特別会計予算
- 第 25 号議案 令和 3 年度仙台市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第 26 号議案 令和 3 年度仙台市下水道事業会計予算

令和 3 年 2 月 8 日提出

仙台市長 郡 和 子

第 15 号議案

令和 3 年度仙台市一般会計予算

令和 3 年度仙台市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ576,424,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(市 債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 市債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市 税		206,043,000
	1 市民税	104,891,000
	2 固定資産税	71,228,000
	3 軽自動車税	1,805,000
	4 市たばこ税	7,304,000
	5 鉱産税	2,000
	6 特別土地保有税	6,000
	7 入湯税	138,000
	8 事業所税	5,935,000
	9 都市計画税	14,734,000
2 地方譲与税		2,971,001
	1 地方揮発油譲与税	1,075,000
	2 自動車重量譲与税	1,638,000
	3 地方道路譲与税	1
	4 森林環境譲与税	120,000
	5 特別とん譲与税	106,000
	6 石油ガス譲与税	32,000
3 利子割交付金		95,000
	1 利子割交付金	95,000
4 配当割交付金		453,000
	1 配当割交付金	453,000
5 株式等譲渡所得割交付金		296,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	296,000
6 分離課税所得割交付金		180,000
	1 分離課税所得割交付金	180,000
7 法人事業税交付金		2,808,000
	1 法人事業税交付金	2,808,000
8 地方消費税交付金		23,593,000
	1 地方消費税交付金	23,593,000
9 ゴルフ場利用税交付金		110,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	110,000

(単位：千円)

款	項	金額
10 自動車取得税交付金		1
	1 自動車取得税交付金	1
11 環境性能割交付金		342,000
	1 環境性能割交付金	342,000
12 軽油引取税交付金		6,637,000
	1 軽油引取税交付金	6,637,000
13 国有提供施設等所在市助成交付金		230,000
	1 国有提供施設等所在市助成交付金	230,000
14 地方特例交付金		6,911,000
	1 地方特例交付金	1,314,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補てん特別交付金	5,597,000
15 地方交付税		18,300,000
	1 地方交付税	18,300,000
16 交通安全対策特別交付金		283,000
	1 交通安全対策特別交付金	283,000
17 分担金及び負担金		2,276,206
	1 分担金	6,905
	2 負担金	2,269,301
18 使用料及び手数料		15,264,723
	1 使用料	10,618,848
	2 手数料	4,645,875
19 国庫支出金		95,067,551
	1 国庫負担金	78,189,687
	2 国庫補助金	16,543,054
	3 国委託金	334,810
20 県支出金		28,714,200
	1 県負担金	19,670,817
	2 県補助金	6,275,888
	3 県委託金	2,767,495
21 財産収入		5,981,905

(単位：千円)

款	項	金額
	1 財産運用収入	3,538,015
	2 財産売却収入	2,443,890
22 寄附金		129,096
	1 寄附金	129,096
23 繰入金		45,979,524
	1 特別会計繰入金	1,113,910
	2 基金繰入金	44,865,614
24 繰越金		1
	1 繰越金	1
25 諸収入		45,409,292
	1 延滞金, 加算金及び過料	173,100
	2 預金利子	87
	3 貸付金元利収入	31,918,673
	4 物品振替金収入	2,545,804
	5 学校給食費収入	4,905,016
	6 受託事業収入	1,211,261
	7 収益事業収入	2,400,000
	8 雑入	2,255,351
26 市債		68,349,500
	1 市債	68,349,500
歳入	合計	576,424,000

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		1,609,222
	1 議会費	1,609,222
2 総務費		45,677,290
	1 総務管理費	33,362,119
	2 企画費	5,860,948
	3 税務費	4,407,153
	4 選挙費	1,612,415
	5 人事委員会費	185,728
	6 監査委員費	248,927
3 市民費		22,025,699
	1 市民費	17,841,660
	2 戸籍住民基本台帳費	3,905,464
	3 労働福祉費	278,575
4 健康福祉費		210,755,038
	1 健康福祉費	12,528,912
	2 障害保健福祉費	32,046,717
	3 高齢保健福祉費	30,727,857
	4 児童保健福祉費	88,840,838
	5 生活保護費	30,904,839
	6 災害救助費	94,843
	7 保健衛生費	15,611,032
5 環境費		14,783,376
	1 環境費	14,783,376
6 経済費		37,885,791
	1 商工費	34,221,716
	2 農林費	3,664,075
7 土木費		56,226,725
	1 土木管理費	2,175,260
	2 都市計画費	6,117,741
	3 住宅費	5,650,943
	4 道路橋りょう費	25,437,813

(単位：千円)

款	項	金額
	5 緑政費	8,395,202
	6 河川費	955,215
	7 下水道費	7,494,551
8 消防費		14,316,633
	1 消防費	14,316,633
9 教育費		102,235,015
	1 教育総務費	11,457,937
	2 小学校費	33,854,076
	3 中学校費	21,057,134
	4 高等学校費	3,798,611
	5 特別支援学校費	1,121,100
	6 学校建設費	11,150,250
	7 社会教育費	7,594,284
	8 市民センター費	3,172,366
	9 保健給食費	9,029,257
10 公債費		61,565,721
	1 公債費	61,565,721
11 災害復旧費		1,126,100
	1 災害復旧費	1,126,100
12 諸支出金		7,917,390
	1 公営企業費	7,917,390
13 予備費		300,000
	1 予備費	300,000
歳出	合計	576,424,000

第2表

債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
人事・給与・庶務事務システム再構築・運用事業	令和4年度から令和11年度まで	1,739,000 ^{千円}
ホームページ更新・管理システム運用事業	令和4年度から令和8年度まで	46,700
文 書 収 配	令和4年度から令和8年度まで	6,100
文書管理システム再構築・運用事業	令和4年度から令和11年度まで	355,000
公共事業移転等融資損失補償	令和3年度から令和23年度まで	6,000
本 庁 舎 建 替 事 業	令 和 4 年 度	152,000
情報システム最適化事業	令和4年度から令和8年度まで	20,200
庁 内 L A N 運 用 事 業	令和4年度から令和6年度まで	249,000
情報システムセンター業務運営	令和4年度から令和8年度まで	1,358,000
税務システム再構築・運用事業	令 和 4 年 度	19,800
市 民 税 賦 課 事 業	令 和 4 年 度	4,500
固定資産評価システム運用事業	令 和 4 年 度	5,500
市 税 収 納 事 業	令和4年度から令和6年度まで	800
青葉区役所維持修繕	令和4年度から令和7年度まで	3,401,000
宮城野区役所維持修繕	令 和 4 年 度	143,000
仙台文学館運営管理	令和4年度から令和8年度まで	1,258,000
青年文化センター運営管理	令和4年度から令和8年度まで	2,048,000
戦災復興記念館運営管理	令和4年度から令和8年度まで	611,000
戦災復興記念館大規模修繕	令 和 4 年 度	328,000
泉文化創造センター大規模修繕	令和4年度から令和5年度まで	5,997,000
ス ポ ー ツ 施 設 運 営 管 理	令和4年度から令和8年度まで	982,000

事 項	期 間	限 度 額
ス ポ ー ツ 施 設 整 備 事 業	令 和 4 年 度	312,000
戸籍住民基本台帳端末入力等事務事業	令和4年度から令和6年度まで	480,000
マイナンバーカード特設センター業務運営	令和4年度から令和5年度まで	5,300
住民情報システム再構築・運用事業	令和4年度から令和6年度まで	22,500
ひとにやさしいまちづくり施設整備資金利子補給	令和4年度から令和13年度まで	2,300
ひとにやさしいまちづくり施設整備資金損失補償	令和3年度から令和13年度まで	6,000
社会福祉センター運営管理	令和4年度から令和8年度まで	286,000
シルバーセンター施設整備	令 和 4 年 度	41,900
地域生活支援拠点整備事業	令和4年度から令和5年度まで	28,400
障害者福祉センター運営管理	令和4年度から令和8年度まで	510,000
知的障害者援護施設運営管理	令和4年度から令和8年度まで	743,000
児童発達支援センター運営管理	令和4年度から令和8年度まで	2,012,000
精神障害者社会復帰施設運営管理	令和4年度から令和8年度まで	1,010,000
特別養護老人ホーム建設助成事業	令 和 4 年 度	402,000
老人福祉センター運営管理	令和4年度から令和8年度まで	988,000
子育てふれあいプラザ運営管理	令和4年度から令和8年度まで	489,000
私立保育所施設整備助成事業	令 和 4 年 度	225,000
乳児院施設整備助成事業	令 和 4 年 度	178,000
幼児教育・保育無償化等事務事業	令和4年度から令和8年度まで	491,000
母子保健総合システム運用事業	令和4年度から令和8年度まで	31,200
保育所等代替駐車場借上	令和4年度から令和5年度まで	3,000
市立保育所大規模修繕	令 和 4 年 度	239,000
児童厚生施設運営管理	令和4年度から令和8年度まで	6,318,000

事 項	期 間	限 度 額
児 童 厚 生 施 設 大 規 模 修 繕	令 和 4 年 度	54,700
市 民 健 診 台 帳 シ ス テ ム 運 用 事 業	令 和 4 年 度 从 令 和 8 年 度 まで	30,600
健 康 増 進 セ ン タ ー 運 営 管 理	令 和 4 年 度 从 令 和 8 年 度 まで	1,108,000
予 防 接 種 台 帳 シ ス テ ム 運 用 事 業	令 和 4 年 度 从 令 和 8 年 度 まで	12,500
斎 場 運 営 管 理	令 和 4 年 度 从 令 和 8 年 度 まで	1,662,000
衛 生 研 究 所 施 設 整 備 事 業	令 和 4 年 度	99,900
休 日 夜 間 診 療 所 運 営 管 理	令 和 4 年 度 从 令 和 8 年 度 まで	1,672,000
防 災 対 応 型 再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー 導 入 事 業	令 和 4 年 度	17,200
粗 大 ご み 受 付 セ ン タ ー 業 務 運 営	令 和 4 年 度 从 令 和 8 年 度 まで	572,000
家 庭 ご み 等 指 定 袋 製 造	令 和 4 年 度	400,000
ご み 処 理 工 場 焼 却 灰 運 搬	令 和 4 年 度 从 令 和 8 年 度 まで	480,000
葛 岡 工 場 維 持 修 繕	令 和 4 年 度	190,000
南 蒲 生 し 尿 処 理 施 設 運 営 管 理	令 和 4 年 度 从 令 和 8 年 度 まで	170,000
松 森 工 場 整 備 事 業	令 和 4 年 度 从 令 和 7 年 度 まで	10,387,000
中 小 企 業 活 性 化 セ ン タ ー 運 営 管 理	令 和 4 年 度 从 令 和 8 年 度 まで	995,000
中 小 企 業 育 成 融 資 損 失 補 償	令 和 3 年 度 从 令 和 20 年 度 まで	2,205,000
小 規 模 企 業 小 口 融 資 損 失 補 償	令 和 3 年 度 从 令 和 12 年 度 まで	53,000
新 事 業 創 出 支 援 融 資 損 失 補 償	令 和 3 年 度 从 令 和 15 年 度 まで	51,000
仙 台 市 国 家 戦 略 特 別 区 域 一 般 社 団 法 人 等 支 援 保 証 融 資 損 失 補 償	令 和 3 年 度 从 令 和 15 年 度 まで	108,000
農 林 漁 業 振 興 資 金 利 子 補 給	令 和 4 年 度 从 令 和 18 年 度 まで	13,200
防 災 重 点 た め 池 等 監 視 シ ス テ ム 運 用 事 業	令 和 4 年 度 从 令 和 7 年 度 まで	35,500
建 設 資 材 単 価 調 査 事 業	令 和 4 年 度	36,100
仙 台 市 建 設 公 社 事 業 資 金 損 失 補 償	令 和 3 年 度 从 令 和 8 年 度 まで	2,300

事 項	期 間	限 度 額
宅地防災工事資金利子補給	令和4年度から令和13年度まで	152
市営住宅建設事業	令和4年度	792,000
道路新設改良事業	令和4年度から令和5年度まで	2,087,000
橋りょう整備事業	令和4年度	1,190,000
橋りょう維持事業	令和4年度	1,317,000
都市計画街路事業	令和4年度から令和6年度まで	409,000
都市公園施設運営管理	令和4年度から令和8年度まで	979,000
都市公園台帳管理システム再構築・運用事業	令和4年度から令和8年度まで	25,900
動物園施設整備事業	令和4年度	24,800
河川改修事業	令和4年度	270,000
消防施設大規模修繕	令和4年度	368,000
防災行政用無線運用事業	令和4年度	12,100
校務支援システム構築・運用事業	令和4年度から令和8年度まで	55,600
標準学力検査及び生活・学習状況調査事業	令和4年度	90,300
増改築校給食調理場備品整備事業	令和4年度	81,400
スクールバス運行事業	令和4年度から令和13年度まで	997,000
学校建設事業	令和4年度	1,994,000
学校大規模改造事業	令和4年度	2,444,000
歴史民俗資料館運営管理	令和4年度から令和8年度まで	387,000
せんだいメディアテーク運営管理	令和4年度から令和8年度まで	3,484,000
せんだいメディアテーク維持修繕	令和4年度	937,000
市民センター運営管理	令和4年度	89,000
図書館運営管理	令和4年度から令和8年度まで	235,000

事 項	期 間	限 度 額
博 物 館 維 持 補 修	令和4年度から令和5年度まで	3,177,000
科 学 館 維 持 補 修	令 和 4 年 度	54,400
先 史 遺 跡 保 存 活 用 施 設 運 営 管 理	令和4年度から令和8年度まで	988,000
市 民 セ ン タ ー 大 規 模 修 繕	令 和 4 年 度	538,000
市 民 セ ン タ ー 建 設 事 業	令 和 4 年 度	20,000
給 食 セ ン タ ー 運 営 管 理	令和4年度から令和7年度まで	452,000
地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務	令和3年度から令和13年度まで	元金1,343,000,000千円及びこれに対する利子相当額

第3表

市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公文書館施設整備費	千円 347,700	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき98円以上とする。	9.0以内 % (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。ただし、融通条件又は財政の都合により、償還年限を短縮し、又は借り換えることができる。
市庁舎等整備費	219,300	同上	同上	同上
仙台空港整備費	35,100	同上	同上	同上
地域総合整備資金貸付事業費	355,000	同上	同上	同上
区庁舎改修費	811,100	同上	同上	同上
文化振興施設整備費	2,647,500	同上	同上	同上
男女共同参画推進センター施設整備費	31,300	同上	同上	同上
地域施設建設費	537,000	同上	同上	同上
スポーツ施設整備費	1,314,500	同上	同上	同上
勤労者福祉施設整備費	41,700	同上	同上	同上
社会福祉施設建設費	29,400	同上	同上	同上
障害福祉施設建設費	144,900	同上	同上	同上
高齢福祉施設建設費	665,300	同上	同上	同上
児童福祉施設建設費	685,200	同上	同上	同上
災害援護資金貸付事業費	3,500	同上	同上	同上
保健所施設整備費	29,700	同上	同上	同上
霊園施設整備費	30,500	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
斎場整備費	7,100	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき98円以上とする。	9.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。ただし、融通条件又は財政の都合により、償還年限を短縮し、又は借り換えることができる。
診療所整備費	15,000	同上	同上	同上
環境施設整備費	1,318,900	同上	同上	同上
商工業振興施設整備費	4,600	同上	同上	同上
観光施設整備費	54,200	同上	同上	同上
農業園芸センター整備費	7,300	同上	同上	同上
植林事業費	8,900	同上	同上	同上
林道整備費	3,700	同上	同上	同上
農業用施設整備費	955,800	同上	同上	同上
トイレ洋式化推進事業費	8,400	同上	同上	同上
公共交通施設等整備費	61,600	同上	同上	同上
東部地域移転跡地利活用推進事業費	682,700	同上	同上	同上
住宅建設費	1,623,600	同上	同上	同上
道路整備費	7,477,600	同上	同上	同上
自転車等駐車場建設費	600,000	同上	同上	同上
市街灯整備費	205,000	同上	同上	同上
都市計画街路事業費	1,006,700	同上	同上	同上
公園整備費	1,654,900	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
街路緑化費	28,900	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき98円以上とする。	9.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。ただし、融通条件又は財政の都合により、償還年限を短縮し、又は借り換えることができる。
河川改修費	517,200	同上	同上	同上
消防施設整備費	879,900	同上	同上	同上
学校跡施設整備費	2,000	同上	同上	同上
教育センター整備費	8,900	同上	同上	同上
学校建設費	6,228,500	同上	同上	同上
図書館建設費	32,800	同上	同上	同上
博物館整備費	575,700	同上	同上	同上
科学館整備費	600	同上	同上	同上
文化財保存事業費	83,100	同上	同上	同上
市民センター建設費	1,352,400	同上	同上	同上
給食センター整備費	34,400	同上	同上	同上
農林施設災害復旧費	300,000	同上	同上	同上
土木施設災害復旧費	775,300	同上	同上	同上
高速鉄道事業出資金	393,000	同上	同上	同上
水道事業出資金	512,100	同上	同上	同上
臨時財政対策	33,000,000	同上	同上	同上
合計	68,349,500			

第 16 号議案

令和 3 年度仙台市都市改造事業特別会計予算

令和 3 年度仙台市の都市改造事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,755,658 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業収入		1,413,000
	1 土地区画整理事業収入	1,413,000
2 繰入金		1,342,657
	1 一般会計繰入金	1,342,657
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		2,755,658

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 都市改造事業費		536,800
	1 蒲生北部地区事業費	536,800
2 公債費		1,208,540
	1 公債費	1,208,540
3 諸支出金		1,010,318
	1 繰出金	1,010,318
歳出合計		2,755,658

第 17 号議案

令和 3 年度仙台市国民健康保険事業 特別会計予算

令和 3 年度仙台市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ89,337,907千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第 2 款保険給付費の各項に計上した保険給付に要する経費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		16,410,271
	1 国民健康保険料	16,410,271
2 一部負担金		1
	1 一部負担金	1
3 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
4 国庫支出金		4,108
	1 国庫補助金	4,108
5 県支出金		62,985,586
	1 県補助金	62,985,586
6 連合会支出金		1
	1 連合会補助金	1
7 財産収入		2,000
	1 財産運用収入	2,000
8 繰入金		9,831,649
	1 一般会計繰入金	8,968,760
	2 基金繰入金	862,889
9 繰越金		1
	1 繰越金	1
10 諸収入		104,289
	1 雑入	104,289
歳入	合計	89,337,907

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		2,319,976
	1 総務管理費	2,319,976
2 保険給付費		62,490,998
	1 療養諸費	54,813,257
	2 高額療養諸費	7,365,879
	3 出産育児葬祭諸費	310,542
	4 傷病手当金	1,320
3 国民健康保険事業費納付金		23,359,741
	1 医療給付費	15,694,314
	2 後期高齢者支援金等	5,786,777
	3 介護納付金	1,878,650
4 保健事業費		1,023,675
	1 特定健康診査等事業費	892,579
	2 保健事業費	131,096
5 諸支出金		93,517
	1 還付金	93,517
6 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳 出	合 計	89,337,907

第 18 号議案

令和 3 年度仙台市中央卸売市場事業 特別会計予算

令和 3 年度仙台市の中央卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,249,968千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(市 債)

第 2 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 市債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		1,476,389
	1 使用料	1,476,389
2 県支出金		236,839
	1 県支出金	236,839
3 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
4 繰入金		635,656
	1 一般会計繰入金	635,656
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		319,982
	1 雑入	319,982
7 市債		1,581,100
	1 市債	1,581,100
歳入	合計	4,249,968

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 中央卸売市場費		3,325,362
	1 中央卸売市場費	3,325,362
2 公債費		924,606
	1 公債費	924,606
歳出	合計	4,249,968

第2表

市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
本場事業費	千円 875,600	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき98円以上とする。	9.0以内 % (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。ただし、融通条件又は財政の都合により、償還年限を短縮し、又は借り換えることができる。
食肉市場事業費	705,500	同上	同上	同上
合計	1,581,100			

第 19 号議案

令和 3 年度仙台市公共用地先行取得事業 特別会計予算

令和 3 年度仙台市の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 970,655 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 公共用地先行取得事業収入		940,655
	1 財産収入	21,587
	2 繰入金	919,068
2 土地開発基金収入		30,000
	1 基金収入	30,000
歳入合計		970,655

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 公共用地先行取得事業費		13,007
	1 公共用地先行取得事業費	13,007
2 土地開発基金費		30,000
	1 基金積立金	30,000
3 諸支出金		927,648
	1 返還金	927,648
歳出合計		970,655

第 20 号議案

令和 3 年度仙台市駐車場事業特別会計予算

令和 3 年度仙台市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ172,318千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		98,865
	1 使用料	98,865
2 財産収入		430
	1 財産運用収入	430
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		73,022
	1 雑入	73,022
歳入合計		172,318

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 駐車場事業費		83,948
	1 駐車場事業費	83,948
2 諸支出金		88,370
	1 繰出金	88,370
歳出合計		172,318

第 21 号議案

令和 3 年度仙台市公債管理特別会計予算

令和 3 年度仙台市の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ118,327,733千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(市 債)

第 2 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 市債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 繰入金		87,596,433
	1 他会計繰入金	64,083,704
	2 基金繰入金	23,512,729
2 市債		30,731,300
	1 市債	30,731,300
歳入合計		118,327,733

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 公債費		118,327,733
	1 公債費	118,327,733
歳出合計		118,327,733

第2表

市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借 換	千円 30,731,300	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき98円以上とする。	% 9.0以内	起債年度から据置期間を含め25年以内に元利均等その他の方法により償還する。ただし、融通条件又は財政の都合により、償還年限を短縮し、又は借り換えることができる。

令和 3 年度仙台市母子父子寡婦福祉資金貸付事業 特別会計予算

令和 3 年度仙台市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 77,597 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 繰入金		10,348
	1 一般会計繰入金	10,348
2 繰越金		1,326
	1 繰越金	1,326
3 諸収入		65,923
	1 貸付金元利収入	64,522
	2 雑入	1,401
歳入合計		77,597

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		76,271
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	76,271
2 公債費		876
	1 公債費	876
3 諸支出金		450
	1 繰出金	450
歳出合計		77,597

第 23 号議案

令和 3 年度仙台市新墓園事業特別会計予算

令和 3 年度仙台市の新墓園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ648,782千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(市 債)

第 2 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 市債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		263,297
	1 使用料	263,297
2 繰入金		185,412
	1 一般会計繰入金	185,412
3 借入金		168,581
	1 一般会計借入金	168,581
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		2,491
	1 雑入	2,491
6 市債		29,000
	1 市債	29,000
歳入合計		648,782

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 墓園事業費		162,091
	1 墓園事業費	162,091
2 公債費		383,961
	1 公債費	383,961
3 諸支出金		102,730
	1 返還金	102,730
歳出合計		648,782

第2表

市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
墓園整備費	千円 29,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき98円以上とする。	9.0以内 % (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。ただし、融通条件又は財政の都合により、償還年限を短縮し、又は借り換えることができる。

第 24 号議案

令和 3 年度仙台市介護保険事業特別会計予算

令和 3 年度仙台市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ84,432,238千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第 2 款保険給付費の各項に計上した保険給付に要する経費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 介護保険料		17,517,840
	1 介護保険料	17,517,840
2 使用料及び手数料		21,652
	1 手数料	21,652
3 国庫支出金		18,315,065
	1 国庫負担金	13,998,466
	2 国庫補助金	4,316,599
4 支払基金交付金		21,798,680
	1 支払基金交付金	21,798,680
5 県支出金		11,861,935
	1 県負担金	11,136,118
	2 県補助金	725,817
6 財産収入		5,000
	1 財産運用収入	5,000
7 繰入金		14,909,324
	1 一般会計繰入金	13,489,091
	2 基金繰入金	1,420,233
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		2,741
	1 雑入	2,741
歳入	合計	84,432,238

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		1,967,781
	1 総務管理費	1,967,781
2 保険給付費		77,337,187
	1 介護サービス等諸費	72,427,323
	2 高額介護サービス諸費	2,504,851
	3 特定入所者介護サービス費	2,405,013
3 地域支援事業費		4,964,957
	1 地域支援事業費	4,964,957
4 基金積立金		5,000
	1 基金積立金	5,000
5 諸支出金		57,313
	1 還付金	50,173
	2 諸支出金	7,140
6 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳 出	合 計	84,432,238

令和 3 年度仙台市後期高齢者医療事業 特別会計予算

令和 3 年度仙台市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,443,335千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		10,023,354
	1 後期高齢者医療保険料	10,023,354
2 繰入金		2,379,478
	1 一般会計繰入金	2,379,478
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		40,502
	1 雑入	40,502
歳入合計		12,443,335

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		304,678
	1 総務管理費	304,678
2 後期高齢者医療広域連合納付金		12,093,657
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	12,093,657
3 諸支出金		40,000
	1 還付金	40,000
4 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳出合計		12,443,335

第26号議案

令和3年度仙台市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度仙台市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 汚水処理戸数	527,350戸
(2) 年間総汚水処理水量	131,980千m ³
(3) 1日平均汚水処理水量	362千m ³
(4) 主要な建設改良事業	
管きょ建設費	8,554,931千円
ポンプ場建設費	1,834,489千円
処理場建設費	1,504,969千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		36,105,754 千円
第1項 営業収益		24,198,751千円
第2項 営業外収益		11,747,750千円
第3項 特別利益		159,253千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		33,864,790 千円
第1項 営業費用		30,601,733千円
第2項 営業外費用		2,855,232千円
第3項 特別損失		357,825千円
第4項 予備費		50,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額13,806,894千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額728,091千円、過年度分損益勘定留保資金4,436,865千円及び当年度分損益勘定留保資金8,641,938千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	19,028,055千円
第1項 企業債	14,937,700千円
第2項 国庫支出金	3,314,844千円
第3項 固定資産売却代金	1,477千円
第4項 他会計負担金	6,600千円
第5項 他会計出資金	543,375千円
第6項 負担金	5,079千円
第7項 その他資本的収入	218,980千円
支 出	
第1款 資本的支出	32,834,949千円
第1項 建設改良費	13,558,739千円
第2項 企業債償還金	19,265,710千円
第3項 その他資本的支出	10,500千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
(1) 水洗便所改造資金利子補給	令和4年度から令和6年度まで	1,300千円
(2) 水洗便所改造資金損失補償	令和3年度から令和7年度まで	7,000千円
(3) 下水道管路施設維持管理	令和4年度から令和5年度まで	209,208千円
(4) 下水道建設事業	令和4年度から令和6年度まで	5,038,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(1) 公共下水道事業	8,303,200千円	普通貸借又は証券発行による。証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき98円以上とする。	9.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度から据置期間を含め40年以内に元利均等その他の方法により償還する。ただし、融通条件又は財政の都合により、償還年限を短縮し、又は借り換えることができる。
(2) 浄化槽事業	92,300千円	同上	同上	同上
(3) 借換債	1,942,200千円	同上	同上	同上
(4) 資本費平準化債	4,600,000千円	同上	同上	同上

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円とする。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款下水道事業費用のうち第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 2,157,513千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業の雨水処理費等に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7,481,707千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、30,000千円と定める。

